

国王尚巴志より（礼部あてカ）、国王と王相懷機への頒賜に対する謝恩の進貢の事、水夫の救助に謝する事、暦日の事の咨

（一四三六、九、二四）

琉球国中山王、謝恩等の事の為にす。

今、各件の事理を開し移咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

計件

一件、謝恩の事。正統元年（一四三六）二月内、欽んで進貢し回還せしむる使者伍是堅等、勅諭二道並びに領賜の物件を齎捧し、福建に回到し来船を修理す。此の為に誠に遅延するを恐れ、先に回る船隻の使者漫泰来結制等に転交し、齎捧して国に到る。本年閏六月十一日に、欽んで勅諭、頒賜の綵幣及び王相懷機に賜わる綵幣を受け、此れを欽む。欽遵し奉じて領受するを除くの外、今、使者阿普尼是を遣わし、使者楊布勃也、義魯結制等と共に表文一通を齎捧し、及び香一千斤・沙魚皮二千張・馬六十四・硫黄三万斤を管送せしむ。随扈して王相懷機自ら備うる香五百斤・沙魚皮一千張は、共に安字等号海船三隻に装載し、通行して京に赴き進貢し謝恩せしむ。咨して施行を請う。

一件、番人を放回するの事。近ごろ通事蔡讓等の告に拠るに称すらく、所有の本国の差去せる使者阿不察都等の坐駕せる進貢の船隻は、浙江昌国衛の面の孤山に在りて風に遭いて打碎す。番梢

母魯勃是等四名、水に浮かびて登岸する有りて、所在の官司の投送して京に赴かしむるを蒙る。恩恤を欽蒙し、謹んで礼部の就ち識認せしめて回らしむるを蒙り、宣徳十年（一四三五）四月内に国に到る。具告して施行するを乞う、と。此れに拠りて参照するに、同に差わたせる人数は未だ下落を知らず。除外に理として合に通行し謝恩すべし。咨して施行を請う。

一件、暦日の事。近ごろ准くるに、欽依して頒賜せる正統元年の大統曆一本、内、黄綾面一本は、欽遵して本国の差来せる使者伍是堅に給付して収領せしむるも、福建に回到して来船を修理す。此の為に誠に遅慢するを恐れ、先に回る船隻の使者義魯結制等に転交して本国に齎到す。来咨を准け、欽遵し領受して施行するを除くの外、合行に回咨して知会すべし。施行せよ。

正統元年（一四三六）九月二十四日

安字号船 通事鄭長 硫黄一万斤大 馬二十四

此の一起、船三隻 義字号船 通事梁振 又、王相懷機の進むる

香五百斤 沙魚皮一千張

恭字号船 通事范徳 硫黄一万斤 馬二十四

咨

注（一）進貢（一六一二五）参照。

（二）転交 人を通じてわたす。とりついで交付する。

(3) 義魯結制 この入貢は『明実録』正統二年五月丁酉の条に記事がある。

(4) 表文 〔一二二一六〕。

(5) 昌国衛 浙江省象山県に置く。「面孤山」はあるいは地名か。

(6) 下落 ゆくえ。ありか。

(7) 大統曆：伍是堅に給付 『明実録』正統元年正月丙子の条に記事がある。

1-17-02

国王尚巴志より礼部あて、朝服の給賜を請う事、暦日の福建での給付ならびに船隻の給賜を請う事などの咨

(一四三六、九、二四)

琉球国中山王、朝服等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐す。移咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

計三件

一件、朝服の事。洪武年^①の間、欽んで太祖高皇帝の、本国の各官に冠笏・公服等の件を給賜するを蒙る。欽遵して奉受するの外、今照らすに、本国の各官の朝服は已に多年を経れば、俱に以て朽壞して存する無く及び裁製すること能わず。凡そ聖節・正旦等の事に遇うに、行礼するに未便なり。合に咨して、具奏し給賜して便益ならしむるを為すを乞うべし。咨して施行を請う。

一件、暦日の事。照得するに、本邦は洪武年来より今に至るま

で正朔を遵奉し、逐年遣使して海船に坐駕し方物を装載して進貢す。多く海道を経渉して風に遭うに因り、船隻の楨具は以て損壞するを致す。遅延して京に赴き、暦日を領奉して回還するに縁り、仍お泊船の処所に齎^{とく}し料を計りて来船の楨具を修理するを行ひ、堅くし得て方めて国に到るを得。切に照らすに、將に半年に及ばんとす。又次年にして方めて回る者之有り。此の為に未便なり。理として合に咨すべし。乞う、具奏して定奪し、就近の泊船の処所の福建に行下^③して暦日を給付せんことを。仍お乞う、小料の船隻を撥賜し、前來する国人に交付して領駕せしめんことを。逐年另に往来を行ひ、専ら暦日を領して回国を行わしむれば、誠に便益と為す。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の今差^{つか}わす使者阿普尼是等の各船は蘇木を附搭す。煩^{わづ}為わくは例に照らして奏賜せんことを。施行せよ。

右、礼部に咨す

正統元年(一四三六)九月二十四日

咨 此の起は使者阿普礼是に付す、通事鄭長

注*本文書の関連の記事が『明実録』正統二年六月癸亥の条にある。

(1) 洪武年の間：給賜 『明実録』洪武二十七年三月己酉・三十二年三月癸亥の条に記事がある。

(2) 就近 付近の。

(3) 行下 命令を下す、文書で申しつける。行は「用語解説」参